

関総総第373号
令和6年12月18日

関係団体の長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

令和6年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

標記について、令和6年12月13日付け国官総第208号により、大臣官房長から別添のとおり協力依頼がありましたので、貴所属職員及び貴会員へご周知いただきますようお願いいたします。



国官総第208号
令和6年12月13日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

令和6年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

標記について、別添のとおり厚生労働事務次官より協力依頼がありましたので、貴所
属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





厚生労働省発基安 1129 第 5 号
令和 6 年 11 月 29 日

国土交通事務次官 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

別添の「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上
の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則
（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質
に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化
を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関
する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性
の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内
で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところ
である。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大
され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を
講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種
に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を
製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物
質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業
場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重
要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質
や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）
において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様
な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイク
ル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められ
ていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高め
ていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機
関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を
得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開するこ
とにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する
意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施